

成田国際空港への着陸便の飛行高度変更に関する確認書

成田国際空港を利用する航空機の千葉県上空の飛行高度は、昭和48年の知事・大臣合意に基づき、離着陸時を除き6,000フィート以上を基本とすることとされている。

平成21年12月に国土交通省から千葉県並びに銚子市、旭市及び東庄町(以下「関係市町」という。)に対し、北風時に鹿島灘方面から到着する便について、関係市町の上空を現在6,000フィート以上で飛行しており、高度が高いことから着陸のための降下距離を確保するため、陸域を抜けた後、九十九里沖を迂回する運用をしていることから、混雑時には空中待機や迂回が発生しているため、到着便の飛行高度を変更することにより、これを改善したい旨の要請があった。

千葉県及び関係市町は、今回の要請について、首都圏の国際拠点空港である成田国際空港の機能を確保するため、変更の必要性を理解し、国土交通省及び空港管理者である成田国際空港株式会社においては、これによって地域の環境に問題が生ずる場合は適切に対応することとなった。

このことを踏まえ、国土交通省、千葉県、関係市町及び成田国際空港株式会社(以下「関係機関」という。)は、以下のとおり確認する。

記

- 1 北風時に鹿島灘方面から飛来し、空港南側から着陸する航空機について、混雑等によって航空管制上必要な場合に限り、関係市町上空の飛行高度を6,000フィート以下(5,000フィート～4,000フィート)とすることができるものとする。(別図参照)
- 2 国土交通省は、今回の変更が昭和48年の知事・大臣合意の例外的措置であることを十分認識して運用するものとする。また、関係機関は、今後、本高度変更に関する周知に努めるものとする。
- 3 国土交通省及び成田国際空港株式会社は、飛行コース変更の前後に騒音実態調査を行い、調査結果を報告・説明するとともに、騒

音値・飛行コースなどについて、より分かりやすい方法で公表することとする。

- 4 国土交通省及び成田国際空港株式会社は、今後の航空機や管制の技術の進展を踏まえ、関係市町における騒音負担の軽減が図られるよう努めるものとする。
- 5 確認書の履行に伴い必要となる事項については、関係機関が適宜協議する。

平成22年12月20日

国土交通省
航空局長

本 田 勝

千葉県知事

森 田 健 作

銚子市長

野 平 匡 邦

旭市長

明 智 忠 直

東庄町長

岩 田 利 雄

成田国際空港株式会社

代表取締役社長 森 中 小三郎